

京都市東部クリーンセンターにおけるダイオキシン類等調査業務委託 提案の評価要領

1 評価基準及び配点

評価基準及び配点は、別紙によるものとする。

2 審査員

総合企画局総合政策室プロジェクト推進部長

総合企画局総合政策室プロジェクト推進第二課長

環境政策局適正処理施設部長

環境政策局適正処理施設部施設整備課担当課長

3 評価方法

- (1) 審査員は、評価基準の各項目について評価を行い、評価点を算出する。
- (2) 審査員がそれぞれ算出した評価点の平均を小数点第二位において四捨五入したものを最終評価点とする。
- (3) 最も評価が高い者を受託候補者とする。(本プロポーザルは1者のみの応募でも成立することとするが、その場合でも最終評価点が60点以上となることを条件とする。)

提案書の評価項目及び配点

評価項目		評価事項	係数	配点
業務実績等	提案事業者の業務実績 (平成28年度以降の業務実績が対象)	・ダイオキシン調査について、業務の実績を有しているか	—	5点
		・重金属類調査について、業務の実績を有しているか	—	5点
		・石綿含有分析調査について、業務の実績を有しているか	—	5点
	管理技術者の業務実績 (平成28年度以降の業務実績が対象)	・ダイオキシン類調査について、業務の実績を有しているか	—	5点
		・重金属類調査について、業務の実績を有しているか	—	5点
		・石綿含有分析調査について、業務の実績を有しているか	—	5点
	京都市内に本店又は主たる事業所を有するか。企業規模など			—
小計				<u>35点</u>
実施体制等	ダイオキシン類	・調査を遂行するにあたり、資格や知識を持つ人材が配置され、十分な業務実施体制が確保されているか。	2	10点
		・設定されたスケジュール及び作業工程は、具体的かつ実現可能性のあるものとなっているか。	1	5点
	重金属類調査	・調査を遂行するにあたり、資格や知識を持つ人材が配置され、十分な業務実施体制が確保されているか。	2	10点
		・設定されたスケジュール及び作業工程は、具体的かつ実現可能性のあるものとなっているか。	1	5点
	石綿含有分析調査	・調査を遂行するにあたり、資格や知識を持つ人材が配置され、十分な業務実施体制が確保されているか。	2	10点
		・設定されたスケジュール及び作業工程は、具体的かつ実現可能性のあるものとなっているか。	1	5点
小計				<u>45点</u>
見積金額	以下の数式により算出（※小数点以下は切捨て） （全受託希望者の中の最低見積価格） / （受託希望者の見積価格） × 20点		—	20点
小計				<u>20点</u>
合計				<u>100点</u>

**京都市東部クリーンセンターにおけるダイオキシン類等調査業務
提案書の採点基準**

1 業務実績等

(1) 提案事業者の業務実績（第2号様式）

ア 平成28年度以降に、国又は地方公共団体が発注し、元請として受注し完了したもので、ダイオキシン類調査を評価の対象とする。

計算方法（配点：5点）			
採点基準	A ：該当業務の履行完了 件数が3件以上	B ：該当業務の履行完了 件数が1件以上3件未満	C ：実績がない
点数	5点	3点	0点

イ 平成28年度以降に、国又は地方公共団体が発注し、元請として受注し完了したもので、重金属類調査を評価の対象とする。

計算方法（配点：5点）			
採点基準	A ：該当業務の履行完了 件数が3件以上	B ：該当業務の履行完了 件数が1件以上3件未満	C ：実績がない
点数	5点	3点	0点

ウ 平成28年度以降に、国又は地方公共団体が発注し、元請として受注し完了したもので、石綿含有分析調査を評価の対象とする。

計算方法（配点：5点）			
採点基準	A ：該当業務の履行完了 件数が3件以上	B ：該当業務の履行完了 件数が1件以上3件未満	C ：実績がない
点数	5点	3点	0点

(2) 管理技術者の業務実績（第3号様式）

ア 平成28年度以降に、国又は地方公共団体が発注し、元請として受注し完了したもので、ダイオキシン類調査を評価の対象とする。

計算方法（配点：5点）			
採点基準	A ：該当業務の履行完了 件数が3件以上	B ：該当業務の履行完了 件数が1件以上3件未満	C ：実績がない
点数	5点	3点	0点

イ 平成28年度以降に、国又は地方公共団体が発注し、元請として受注し完了したもので、重金属類調査を評価の対象とする。

計算方法（配点：5点）			
採点基準	A ：該当業務の履行完了 件数が3件以上	B ：該当業務の履行完了 件数が1件以上3件未満	C ：実績がない
点数	5点	3点	0点

ウ 平成28年度以降に、国又は地方公共団体が発注し、元請として受注し完了したもので、石綿含有分析調査を評価の対象とする。

計算方法（配点：5点）			
採点基準	A：該当業務の履行完了件数が3件以上	B：該当業務の履行完了件数が1件以上3件未満	C：実績がない
点数	5点	3点	0点

(3) 所在地・企業規模

計算方法（配点：5点）			
採点基準	A：京都市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業	B：京都市内に本店又は主たる事業所を有する大企業	C：市外企業
点数	5点	3点	0点

2 実施体制等（企画提案書）

(1) ダイオキシン類

ア 調査を遂行するにあたり、資格や知識を持つ人材は適切に配置され、十分な業務実施体制が確保されているか。

イ 設定されたスケジュールおよび作業工程は、具体的かつ実現可能性があるものとなっているか。

(2) 重金属類調査

ア 調査を遂行するにあたり、資格や知識を持つ人材は適切に配置され、十分な業務実施体制が確保されているか。

イ 設定されたスケジュールおよび作業工程は、具体的かつ実現可能性があるものとなっているか。

(3) 石綿含有分析調査

ア 調査を遂行するにあたり、資格や知識を持つ人材は適切に配置され、十分な業務実施体制が確保されているか。

イ 設定されたスケジュールおよび作業工程は、具体的かつ実現可能性があるものとなっているか。

計算方法（配点：(1)ア、(2)ア、(3)ア各10点、(1)イ、(2)イ、(3)イ 各5点）						
※(1)ア、(2)ア、(3)アは、採点の点数に2を乗じたものを評価点数とする。						
採点基準	A：非常に優れている。	B：優れている。	C：概ね妥当である。	D：やや不十分な点がある。	E：不十分である。	F：評価する点がない。
点数	5点	4点	3点	2点	1点	0点

3 見積金額（第5号様式）

計算方法（配点：20点）
(全受託希望者の中の最低見積価格) / (受託希望者の見積価格) × 20点

※ 小数点以下は切り捨て